

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五郷土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成26年5月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	今井 康博	観音寺市大野原町海老濟402番地	平成26年3月31日
〃	大塚 俊行	〃 〃 井関814番地	〃
〃	佐伯 明浩	〃 〃 〃 389番地	〃
〃	武田 大二朗	〃 〃 〃 709番地	〃
〃	平岡 秀一	〃 〃 有木乙31番地2	〃
〃	藤川 米敏	〃 〃 内野々189番地	〃
〃	藤田 博	〃 〃 田野々1008番地	〃
〃	宮崎 肇	〃 〃 〃 510番地2	〃
監 事	武田 隆雄	〃 〃 井関398番地	〃
〃	藤川 和昭	〃 〃 内野々134番地	〃
〃	藤田 朝陽	〃 〃 田野々325番地3	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	今井 康博	観音寺市大野原町海老濟402番地	平成26年4月1日
〃	久保 孝一	〃 〃 井関70番地2	〃
〃	佐伯 明浩	〃 〃 〃 389番地	〃
〃	佐伯 芳信	〃 〃 〃 386番地1	〃
〃	柴田 一	〃 〃 田野々790番地1	〃
〃	平口 忠	〃 〃 有木370番地1	〃
〃	藤岡 清三	〃 〃 内野々280番地3	〃
〃	村上 精誌	〃 〃 田野々368番地2	〃
監 事	武田 大二朗	〃 〃 井関709番地	〃
〃	原田 茂由	〃 〃 田野々210番地	〃
〃	藤川 和昭	〃 〃 内野々134番地	〃